

修学支援新制度における授業料減免対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）」（以下、継続願）を期限までに提出し、要件を満たす場合、授業料減免が継続されます。継続願は近大 UNIPA の申請フォームに所定の事項を入力して送信することにより提出（申請）することとします。

【継続願の提出（申請）方法】

① 近大 UNIPA にログイン → ② 個人情報 → ③ 各種申請登録 → ④ 申請一覧
→ ⑤ 申請登録 → ⑥ 新規申請（スマートフォンのみ） → ⑦ 財務部 → ⑧ 資金室（学費担当） → ⑨ 「【継続】授業料減免の継続に関する申請書」横の **新規** をクリック
→ 申請フォームにすべての項目を入力する → 内容確認後 **申請** をクリック

■ 申請書添付ファイル（pdf ファイル）の「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請について」を精読したうえで、内容をご理解いただけましたら「理解のうえ申請します」にチェックを入れてください。短期大学部生は【近畿大学短期大学部】用を確認してください。原則として、日本学生支援機構の給付型奨学金に採用されている方からの申請を受付けますので、注意事項「ハ」に記載の別紙1、別紙2は添付しておりません。

■ 本学では、日本学生支援機構における給付型奨学金の支援区分が未決定である期間は、授業料減免を行うことができませんので、ご理解いただき「理解しました」にチェックを入れてください。

■ 氏名、入学年月、生年月日、年齢、住所等、予め表示される項目を含め、全ての項目が正しく入力されていることを確認のうえ、「上記の記載内容に相違ありません」にチェックを入れてください。本学に登録されている住所等が表示されますので、変更がある場合は、本学での住所等の変更手続後に申請してください。

【申請期限】

令和6年3月31日（日）厳守（家計急変の場合は期限が異なります）

注意：本制度上は上記期限まで申請が可能ですが、確実に受付処理を完了するため、3月24日（日）を目途に入力してください。期限までに申請（近大 UNIPA による申請）されない場合は支援が「停止」となり、授業料の減免は行われません。必ず、期限までに申請してください。

【留意事項】

1. 全ての項目について申請者本人が正確に漏れなく入力及び確認してください。不備がある場合、申請は却下し、継続願の提出（申請）がなかったものとして取り扱います。却下された場合、内容を見直し、再度、提出（申請）してください。
2. 申請期限までに不備なく受付が完了していることが必要となります。期間に余裕をもって申請してください。申請者への完了通知メールをもって受付が完了となります。
3. 本申請のみをもって授業料減免が行われるものではありません。日本学生支援機構の給付型奨学金が令和6年4月以降も継続されない場合、授業料減免は行われません。令和6年4月以降、日本学生支援機構の給付型奨学金の継続状況をスカラネット等により確認し、継続されていない場合は、令和6年度前期学費を学費納入期限までに納入してください（前期学費納入方法については4月上旬に近大 UNIPA の配信によりお知らせします）。なお、授業料減免を行った場合は、対象者に近大 UNIPA の配信によりお知らせします。
4. 内容確認等のため本学資金室から近大 UNIPA 又は電話による連絡を行う場合がありますので、連絡があった場合は可能な限り速やかに対応してください。
5. 申請フォームの入力が完了しましたら内容を確認後、**申請** を押してください。

※何らかの理由によりある月以降の授業料減免を希望しない場合及び国籍や在留資格等に変更があった場合は、資金室学費担当（1号館2階）までお申し出ください。